

農産物堆肥集積場設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、圃場の生産基盤向上対策として農産物堆肥集積場（以下「集積場」という。）の設置に対して助成を行うことで、村の農業の生産性向上に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 中札内村内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中札内村が認定した認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する認定農業者をいう。）
- (2) 中札内村人・農地プランにおける中心経営体である者
- (3) その他村長が認める者

(補助金の対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農業経営の安定推進に係る農業者個人及び法人の集積場の設置をいう。

(補助基準)

第4条 補助対象となる集積場設置基準は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、補助金の額は、事業費の1／2以内、1基当たり20万円上限とする。（村及び農協で補助額1／2ずつ負担）
- (2) 集積場を設置するに当たっては、火山灰タタキ方式とし、概ね別表の断面図を基準とする。
- (3) 耕作の目的で使用される村内の農地内に設置すること。
- (4) 農地は自己所有地又は賃貸借地で耕作していること。（賃貸借地の場合は所有者の同意があること。）
- (5) 1経営体2基を補助上限とする。（令和5年度以降の元気な農業サポート事業（農産物堆肥集積場設置事業）、令和3年度以降の農協で設置した基数を含む。）
- (6) 農業者が砂利等の資材を現物で支給する場合は、その分を補助基準事業費から控除する。
- (7) 農地以外の土地への集積場の設置工事は対象としない。

(施工事業者の指定)

第5条 当該事業を請負う施工事業者は、一部の資材調達を除き、村内に主たる事業所を有する者とする。

(承認申請手続)

第6条 補助金を受けようとする者は、農産物堆肥集積場設置事業実施計画承認申請書（第1号様式）に、事業実施位置図を添えて提出しなければならない。

2 村長は、前項に基づく申請を受けた場合に、補助の対象と認める者に対して、承認通知書（第2号様式）により、承認の決定を行うものとする。

(完了報告)

第7条 前条第2項で承認の決定を受けた者が当該事業を完了したときは、農産物堆肥集積場設置事業補助金交付申請書（第3号様式）に、関係書類を添えて報告するものとする。

(検査)

第8条 村長は、前条の書類を受領後すみやかに検査を行うものとする。

(交付の決定)

第9条 検査完了後に交付の可否を決定し、農産物堆肥集積場設置事業補助金交付決定兼額確定通知書（第4号様式）又は農産物堆肥集積場設置事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をもって補助金の額を確定するものとする。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。
(その他)

第11条 補助金の交付の決定等に関し必要な事項は、中札内村補助金等交付規則（平成14年規則第21号）を準用する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表

集積場の断面図

6 0 cm	火山灰	1 0 cm
	通し砂利	1 0 cm
	玉砂利	4 0 cm

第1号様式（第6条関係）

農産物堆肥集積場設置事業実施計画承認申請書

中札内村長 様

申請日 年 月 日

住所 中札内村

申請者

概算事業費 円

施 工 定 規 図							
断面図 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center; padding: 5px;">火山灰</td> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">()cm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">通し砂利</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">()cm</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">玉砂利</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">()cm</td> </tr> </table>	火山灰	()cm	通し砂利	()cm	玉砂利	()cm	平面図 面積 ()㎡ ()m ()m
火山灰	()cm						
通し砂利	()cm						
玉砂利	()cm						

位 置 図									
申請場所 : 中札内村									
施工予定時期 : 年 月頃									
村 道 号	村 道 号	村 道 号	村 道 号	村 道 号	村 道 号				
						東	線		
						西	線		
						東	線		
						西	線		
						東	線		
						西	線		

※設置位置に畑かん施設・導水管が入っていない ☐ (チェックしてください)

同 意 書（農地が借地の場合）

上記の申請について、同意いたします。

住所 中札内村

土地所有者 印

承認通知書

中 産 業 号
年 月 日

様

中札内村長

年 月 日付けで申請のあった農産物堆肥集積場設置事業補助金交付申請については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは補助します。
ただし、農産物堆肥集積場設置事業補助金交付要綱を守らなければなりません。

第3号様式（第7条関係）

農産物堆肥集積場設置事業補助金交付申請書

年 月 日

中札内村長 様

申請者 中札内村

年 月 日付け中産業号指令で承認のあった農産物堆肥集積場設置事業補助金交付については、農産物堆肥集積場設置事業補助金交付要綱第7条に基づき、次の関係書類を添えて申請する。

記

1. 施工写真(別紙)
2. 領収書の写し
3. 公金支出口座振替申出書

金 _____ 円

第 4 号様式（第 9 条関係）

農産物堆肥集積場設置事業補助金交付決定兼額確定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度農産物堆肥集積場設置事業補助金（元気な農業サポート事業）に対し、金 円を補助します。

年 月 日

住 所

氏 名

中札内村長

第 5 号様式（第 9 条関係）

農産物堆肥集積場設置事業補助金不交付決定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度農産物堆肥集積場設置事業補助金（元気な農業サポート事業）については、下記事由により交付できませんので通知します。

記

（事 由）